公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３６２号
神奈川県伊勢原市東大竹961番地の10
債務者　本坊アヤ子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３６６号
神奈川県秦野市渋沢２丁目33番11号
債務者　中津川好則
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２８５７号
大阪府枚方市大峰南町30番４―304号
債務者　前田　磨利
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０９１号
大阪府吹田市江坂町２丁目１番８―812号
債務者　大西謙次郎
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０９２号
大阪府吹田市江坂町２丁目１番８―812号
債務者　大西ひろみ
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１９７号
大阪市城東区鴫野西３丁目６番Ａ―702号
債務者　高雄　　武
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２４１号
大阪府摂津市昭和園５番35―103号
債務者　大山　政彦
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３６７号
大阪市天王寺区上本町７丁目３番７号　ハーティー上本町501号
債務者　中西　政二
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４３５号
大阪府東大阪市大蓮東５丁目９番７号
債務者　伊藤　敦子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４４４号
大阪府八尾市楠根町２丁目12番地の９
債務者　原田　幸一
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４４７号
大阪府東大阪市荒本北１丁目３番２―2302号
債務者　久木山　雄
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４７５号
大阪府大東市深野４丁目８番８号
債務者　古泉　浩司
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４９８号
大阪府東大阪市角田２丁目１番11号　バンフォーレスミダ208号
債務者　原　由美恵（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７１９号
大阪府八尾市竹渕２丁目６番地　太平パシフィック八尾103号
債務者　川原　純子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７３０号
大阪市都島区中野町４丁目７番11号　テラニシハイツ202号、前住所大阪市西淀川区姫里１丁目18番６号
債務者　宮脇　昌子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０７７号
大阪府摂津市鳥飼野々１丁目２番16号
債務者　山本長四郎
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１０３号
大阪市住吉区殿辻１丁目８番26号サンフラワー殿辻501号
債務者　谷尾　文徳
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部